

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会児童遊具設置助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南魚沼市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行政区の所有する児童公園の遊具の設置及び修理等、遊具の整備に関する助成を行い、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において児童公園とは南魚沼市内にある児童公園（ただし、行政が管理する施設は除く。）をいう。ただし、南魚沼市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が適当と認めた場合はこの限りではない。

(助成対象)

第3条 社協は児童公園の遊具整備について次の各号につき助成する。

- (1) 設置（新たに遊具を設置ための購入費用）
- (2) 修理（既存の遊具に対する修理・塗装費用）
- (3) 砂場及び遊具付近の砂の補給

(助成金額及び助成限度額)

第4条 助成金の額は、当該年度の予算の範囲内で、遊具設置費用の3/4以内とする。ただし、助成限度額は12万円とする。

(助成金交付の条件)

第5条 助成金交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 事業により取得した財産を会長の承認を得ないで助成の目的に反して譲渡・交換・貸付または担保に供してはならない。
- (2) 設置する財産は行政区に帰属するものであり、これにより発生する事故等賠償責任は、行政区において負うものとする。
- (3) 設置された遊具等は、設置された行政区で責任をもって保守管理を行わなければならない。

(申請手続)

第6条 この事業による助成を受けようとする申請者は、児童遊具設置助成申請書（別記様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第7条 会長は、前条の申請を受理したときは、当該申請書の内容を審査して助成の可否を決定し、児童遊具設置助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(設置後の報告)

第 8 条 前条により、助成を受けることが決定した申請者は、遊具設置又は修理後、児童遊具設置実績報告書（別記様式第 3 号）をその他必要書類とともに会長へ提出しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。